

論文の内容の要旨

論文題目 近世中後期の藩と幕府

氏名 荒木 裕行

序章では、近世日本における藩と幕府の関係・幕府の支配システムについて、研究史および課題を整理した。1980年代以降の近世国家史研究では、藩の自立性を重視しながら、幕府役人の職掌や大名同士の関係など個別要素の実態解明が進められており、本論文も同様の分析視角に立つことを明示した。

第1部では藩・大名が幕府役人や他大名との間で取り結んでいた関係に注目した。

第1章から第3章では、御用頼・御内用頼を取り上げた。近世中後期の藩は、老中など幕府の首脳陣から御城坊主や小人目付などの下級役人まで、広範な幕府役人を御用頼や御内用頼としていた。鳥取藩では、文化期から幕末に至るまで、ほとんど常に老中を御内用頼としていた。御内用頼となった老中は、文化期は松平信明、文政3年(1820)から天保4年(1833)にかけては水野忠成、天保6年から14年は水野忠邦、弘化2年(1845)から安政4年(1857)にかけての阿部正弘など、その時点での中心的存在が必ず含まれていた。幕政の中樞に直結しようとする意図が鳥取藩にあったことが指摘できる。

御用頼・御内用頼の依頼の方法は、時代や役人の地位によって違いがあった。享保12年(1727)に金沢藩が老中水野忠之に御内用頼を依頼した際には、金沢藩の御用頼であった旗本や既に水野を御用頼としていた富山藩による仲介があり、また水野家と前田家の間に由緒があることが繰り返し確認された。御内用頼は老中・藩の双方にとって特別な関係であると認識されていた。一方、天保14年に鳥取藩が老中土井利位に御内用頼を依頼した際は、土井へ直接使者が派遣され、簡単な申し入れで依頼が完了している。享保期と比較すると、天保期には御内用頼が一般的な関係となっていた。

老中への御内用頼依頼は藩の側が選択して申し入れを行っていたが、先手や坊主、玄関番などへ御用頼を依頼する場合は、幕府役人側が誰をどの藩の御用頼とするかを選定し、藩はそれを受け容れるという形式が採られた。

御用頼・御内用頼と藩との関係は、その時々により違いがあった。金沢藩では、藩主不在時に江戸で生じた問題に対して、親族の旗本から指南をうけていたが、天和2年(1682)になると大老堀田正俊から直接指示をうけるようになった。元禄3年(1690)には再び旗本から指南をうけるようになった。宝永6年(1709)に老中を御用頼とすることが幕府により禁止されると、懇意の老中との関係は中断したが、享保12年(1727)には特定の老中から指南される体制に復帰している。文化期以降の鳥取藩では、前述のように老中を御内用頼としていたが、御内用頼老中へ相談を行うことはほとんどなく、幕府への申し入れは月番老中に行うのが基本であるなど、御内用頼老中との関係は形式的な性格が強かった。

御用頼・御内用頼は付け届けや接待などの費用が必要であり、そのために財政的な理由で、関係の縮小が何回も企図された。金沢藩でも貞享3年(1686)から享保12年にかけての時期、御城坊主の出入の廃止や御用頼旗本への接待中止、その再開を繰り返した。

幕府による御用頼取締も数度にわたって行われた。天保改革期の取締は幕府が達を出したのが契機であったが、御用頼削減の交渉はそれぞれの藩が個別に行っており、藩は削減に積極的だった。財政改善のために御用頼の数を減らすことが藩にとって必要であり、取締は藩の要求をうけて幕府が実施したものであった。しかし取締の効果は長続きせず、天保改革が終わるとともに取締以前の状況へ復した。これは御用頼の存在が藩にとって不可欠であったことを示している。

第2章では、嘉永6年（1853）に鳥取藩が江戸湾防備担当を命じられると、御内用頼老中である阿部正弘へ内願が繰り返し行われるようになるなど、御内用頼老中が鳥取藩にとって重要な存在となったことも解明した。

第4章では文政期の古河藩御内用役による贈賄活動を取り上げた。古河藩は加増や藩主の幕府役職への就任などを目的とする贈賄を行っており、対象となっていたのは将軍家斉・家斉実父一橋治済・側用取次・将軍側室の養父中野清茂・老中であり、これらは当時の幕府における権力者であった。また、藩主の立場によって働きかけを行う対象が変化していたことも明らかになった。幕府権力者を対象とする贈賄活動が、藩の性格によって異なっていたであろうことが推測できる。

第5章では文政から嘉永期の会津藩主松平容敬の交際関係を分析し、容敬の交際は親族と江戸城における殿席が同じである同席大名が大部分を占めていたことを明らかにした。また天保末年以降に対外危機が本格化し、会津藩が房総警備役に任じられると、老中や浦賀奉行などの幕府役人へ容敬が直接対応するようになるなど、容敬の交際は政治的な性格の強いものへと変質していった。その結果、会津藩は彦根藩・高松藩との連携を強めるとともに、当時幕府の中心的存在であった老中阿部正弘への不満を高め、幕政への参加意識を高めていったことも明らかとなった。

第2部では、幕府側の支配システムを取り上げた。

第6章では、所司交代時に老中が行っていた引渡上京を取り上げた。引渡は上京した老中が新所司代へ朱印の捺された判紙を渡すという儀式であったことを明らかにした。引渡上京は所司代が交代する際の職務引き継ぎに由来しており、当初は上京した老中が朝廷と交渉を行う場合もあったが、徐々に儀礼化が進んだ。その結果、文化3年（1806）など、行われなかった場合もあった。ただし、幕府にとって全く価値のないものだった訳ではなかった。たとえば天明7年（1787）に松平定信が引渡上京をした時には、その機会を利用して朝廷との交渉を行った。

さらに嘉永3年に引渡のため上京した老中松平乗全へ朝廷は対外政策についての意思を伝達することを企図し、安政4年に上京した老中脇坂安宅はハリスの江戸城登城について、朝廷へ申し入れを行った。対外危機の高まりによって、朝幕間をつなぐチャンネルとしての役割を引渡上京が再度持つようになったことが明らかになった。

第7章では、嘉永3年の引渡上京において上京した松平乗全が株仲間解散が京都市中に与えた影響を調査し、その情報にもとづいて株仲間再興が最終的に決定されたことを明らかにした。これまでは株仲間再興に関する政治過程については、江戸町奉行・勘定奉行・江戸町年寄からの上申書を用いての分析が主であったが、本章での検討により株仲間再興が全国規模の政策であって、幅広い地域の情報を収集した上で論議が行われて決定されたということが明らかになった。

第8章は天保期に水口藩で発生した家中騒動を取り上げた。この騒動は藩内での主導権を巡る争いであり、非主流派の菅直記などは老中脇坂安董や藩主親族の旗本へ出訴したが、失敗に終わった。出訴した菅は幕府の公的な裁許となることは望んでおらず、また出訴者への処罰も水口藩内で処理されるなど、幕府による表立った介入は行われなかった。これは数年前に発生した仙石騒動が、幕府の裁許となった結果、藩の減封、老中以下幕府役人の処罰など大きな影響を幕府・藩の双方に与えたため、同様の事態を回避するためであった。しかしこの騒動でも老中が評議を行い、幕府西丸留守居が介入して事態が収拾されており、実態としては幕府は介入を行っていた。家中騒動は幕藩国家の秩序を乱す重大な問題であり、幕府は大きな注意を払っていたと考えられる。

補章では、大名・旗本家中で発生している家臣同士の権力抗争や家臣と当主との不和などの問題に対して、老中が早い段階から情報を収集して対応していたのではないかということ指摘した。これは家中騒動が大名・旗本の支配秩序を直接的に乱す行為であったために、幕府が強く警戒をしていたことを示している。

第9章は幕府の役職の一つである目付について検討した。目付の基本的な職掌は従来から言われているとおり旗本・御家人の監察であり、実際の職務としては江戸城内での儀式への参加が非常に多かったことを数量的に解明した。その一方で、朝鮮通信使に関する交渉など、外交についても重要な役割を担っていたことを確認した。

終章では、第1部・第2部で解明した事実を踏まえ、幕府を中心とする近世日本の政治構造の中で、藩が自己の利益獲得のためにさまざまな政治的活動を行っていたこと、幕府が諸藩や社会の要求に適切に対応し、長期間にわたって安定して持続可能な政治システムを構築していたこと、19世紀以降の対外危機の本格化によって政治構造に変化が生じていたことを論じた。